第4次静岡県循環型社会形成計画の概要(素案)

(キャッチフレーズ)

【計画期間:令和4年度~8年度】

 $(2022 \sim 2026)$

計画策定の趣旨

〇平成18年3月に第1次、23年3月に第2 次、28年3月に第3次計画を策定し、廃棄 物の削減等に取り組んできた。

○循環型社会の形成のためには、これまで の取組を更に進めるとともに、新たな課題 に対応した取組を推進する必要がある。

〇そのため、第3次計画の進捗状況を分析 しつつ、令和4年度を開始年度とする「第 4次静岡県循環型社会形成計画」(以下 「本計画」という。)を策定し、持続可能 な循環型社会の形成を推進する。

計画策定の背景(社会状況)

〇世界においては、2050年の人口は97億人に達し、途上国や新興国の 経済成長に伴い、 資源・エネルギー・食料需要・廃棄物の増加など環境問 題の深刻化が予測される。こうした中、資源循環と経済成長を同時に達成 する循環経済(サーキュラーエコノミー)への転換が求められている。

○国内においては、「プラスチック資源循環戦略」による使用された資源の 徹底的な回収・循環利用の推進や、本来食べられるのに捨てられている 食品ロスの削減が推進されることとなった。

○今後、人口減少や少子高齢化の進展、新型コロナ感染症などにより、 経済活動や廃棄物発生量にも様々な影響を与えると考えられる。

計画の位置付け

- (1) 循環基本法に基づく循環型社会の形成に関する計画
- (2) 廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画
- (3) 食品ロス削減推進法に基づく削減推進計画



静岡県の廃棄物の状況

・一般廃棄物の排出量、1人1日当たり排出量とも、2003年度以降 続いた減少傾向は足踏み。全国平均より少量を維持。



・産業廃棄物排出量は減少傾向だが最終処分率は横ばいで推移。



循環型社会施策の概念図



廃棄物は、①発生抑制(リデュース)・再使用(リユ ース)に努め、ごみとなった場合には分別を徹底し ②再生利用(リサイクル)、再生利用できない場合は 廃棄物処理の中で③エネルギー回収を行い、最終的 にどうしても利用できない場合は適正に処分します。

具体的施策の基本方針

【廃棄物処理の原則】

処理責任

事業活動に伴って生じた廃 棄物は排出者が、それ以外の 廃棄物は市町が処理について の責任をもつこと

拡大生産者責任

自ら生産した製品について、 | **廃棄物になった後まで一定の** 責任を負うこと

【計画の対象】

廃棄物、一度使用された 物品、人の活動に伴い副次 的に得られた物品など、有 価・無価を問わず循環基本 法で定義された「廃棄物 等」を対象とする。

数値月標

区分	目標指標	R1年度 _(実績)	R8年度
一般廃棄物	1人1日当たり排出量	885g/人日	検討中
産業廃棄物	〈新〉年間総排出量	10, 090 t	検討中



資源循環の高度化 ~ 3 R + Renewable ~

施策の展開

<基本方針1> 3Rの推進

<基本方針2> 廃棄物適正処理の推進

<基本方針3>

サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり

基本方針1 3Rの推進

(1) 廃棄物の発生抑制

ア 衣・食・住で2Rの推進 イ ごみ処理有料化の検討 ウ 排出事業者に対する廃棄物削 減の取組の強化 エ 各種リサイクルの推進 オ リサイクル製品認定制度の普及推進

(2) 新たなプラスチック戦略の推進

ア 海洋プラスチックごみ防止の取組 イ プラスチック資源のリサイクルの徹底 ウ プラスチック代替素材への転換促准

基本方針2 廃棄物道正処理の推進

(1) 事業者指導の強化と優良事業者の育成

ア 排出事業者処理責任の指導の徹底 イ 産業廃棄物処理施設・処理業者への指導の強化

ウ 優良基準適合産業廃棄物処理業者の拡大 エ 電子マニフェストの普及促進

オ 自動車リサイクル法に基づく監視・指導の実施 カ 建設工事におけるパトロール等 監視・指導の実施 キ 事業者表彰の実施

(2) 不法投棄対策の推進

ア 早期発見・早期撤去の取組拡大 イ 啓発活動等の推進 ウ 監視の強化 エ 近隣県と の緊密連携 オ ICTを活用した早期発見・監視

(3) 災害廃棄物の適正処理の推進

ア 静岡県災害廃棄物処理計画の充実 イ 広域連携体制の構築

(4) 廃棄物処理体制の充実

ア ごみ処理広域化、ごみ処理施設集約化の推進 イ 不用品回収業者対策の強化

ウ海岸漂着物等対策の推進

基本方針3 サーキュラーエコ/ミーに向けた基盤づくり

プラスチックごみ対策の推進

ア 海洋プラスチックごみ防止の取組 イ プラスチック代替素材への転換促進

(2) 食品ロス対策の推進

ア 県民の意識啓発(キャンペーン等の実施) イ フードバンク等の取組への支援 (3) 環境ビジネスの支援

ア 静岡県環境ビジネス協議会への支援 イ リサイクル製品認定制度の普及推進

ウリサイクル認定の推進

(4) 住民等への啓発、環境教育等の推進

ア 環境教育の推進 イ 消費者教育等の推進 ウ 各種表彰制度の実施 エ 静岡県環境 衛生自治推進協会連合会との連携

(5) 関係機関との連携強化 ア 県庁内連携強化 イ 外部連携強化

第4次静岡県循環型社会形成計画 キャッチフレーズ(案)

区分	スローガン・キャッチコピー
前々計画(H18~22)	"まずは1割"ごみ削減運動
前計画(H23~27)	「もったいない!」"さらに1割"ごみ削減
現計画(H28~R3)	あーす(明日・Earth)のために"もったいない"衣・食・住でごみ削減
次期計画案	"もう一つのSDGs" ⇒捨てない(S)・出さない(D)、ごみ(G)の少ない社会(s)を!!
次期計画案	楽しみながら、できることから、"ごみ削減"
次期計画案	未来のためにできることから始めよう!誰もが、どこでも、いくつでも
次期計画案	資源と経済、くるくる回そう
次期計画案	小さな努力が未来を変える!身近なごみを考えよう!